

伊東市立幼稚園の保育料

1 保育料（1ヶ月あたり）

平成30年4月1日以降

園児の属する世帯の階層区分		保育料		多子 加外
区分	定義	3・4歳児クラス	5歳児クラス	
A	生活保護法による被保護者世帯等	0円		年齢制限なし
B	市民税が非課税の世帯 所得割課税額が非課税の世帯	2,000円 (0円)	0円	
C1	市民税の所得割課税額が 48,600円以下の世帯	6,000円 (3,000円)		
C2	// 77,100円以下の世帯	7,000円 (3,500円)		
D1	// 121,000円以下の世帯	8,000円 (4,000円)	0円	
D2	// 169,000円以下の世帯	9,000円 (4,500円)		
D3	// 211,200円以下の世帯	10,000円 (5,000円)		
E1	// 301,000円以下の世帯	11,000円 (5,500円)		
E2	// 301,001円以上の世帯	12,800円 (6,400円)		

- ① 前期（4月～8月）の保育料は前年度の市民税額、後期（9月～翌年3月）の保育料は当年度の市民税額により算定します。市民税額については、配当控除、外国税控除、住宅取得控除、寄附金控除（ワンストップ特例含む）は適用されません。
- ② この保育料のほか、教材費・PTA会費等の負担が必要となる場合があります。
- ③ 保育料は、世帯（単身赴任等の別居含む）の市民税額の合計により算定します。ただし、父母の市民税額が非課税の場合、同居する祖父母等の家計の主事者（主たる生計維持者）の市民税額により算定します。
- ④ 再婚などで家庭状況に変化があった場合、住民税課税額に変更があった場合など、保育料に変更が生じる場合がありますので、必ずご連絡ください。

2 保育料の軽減について

- ① 多子世帯
 - ・〔B階層〕年齢に関係なく、保護者と同一生計の子ども全員で計算し、2人目以降の保育料は無料です。
 - ・〔C1・C2階層〕年齢に関係なく、保護者と同一生計の子ども全員で計算し、2人目の保育料は1/2（（ ）内の額）、3人目以降の保育料は無料です。
 - ・〔D1～E2階層〕中学校3年生以下の子どもで計算し、2人目の保育料は1/2（（ ）内の額）、3人目以降の保育料は無料です。
- ② ひとり親世帯・障害児（者）がいる世帯
 - ・〔B階層〕保育料は無料です。
 - ・〔C1階層〕1人目の保育料は2,500円、2人目以降の保育料は無料です。
 - ・〔C2階層〕1人目の保育料は3,000円、2人目以降の保育料は無料です。

※保育料についてのお問合せは、伊東市教育委員会幼児教育課（0557-32-1952）までお願いします。